

令和 8 年 9 月 7 日

議 員 各 位

意見書（案）の配付について

令和 8 年 9 月 2 日（水）に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である 9 月 18 日（金）の 15 時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、10 月 1 日（木）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和 8 年 9 月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
16	公明党①	化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書	3
17	公明党②	防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書	5
18	公明党③	年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書	7
19	共産党①	所得税法第56条の廃止を求める意見書	9
20	共産党②	衆議院議員の比例代表の定数削減を行なわないことを求める意見書	11
21	共産党③	米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準の早期回復と米価下落阻止を求める意見書	12
22	共産党④	核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた日本の意思を示すことを求める意見書	14
23	共産党⑤	非核三原則の堅持を求める意見書	15

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）

化学物質過敏症（MC S）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、国及び政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3 公共施設や学校等における環境対策と香害啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4 就労・就学現場における合理的配慮の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮

がなされるよう事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6 発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）

令和8年7月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として防災庁の発足が目前に迫っている。

一方で、7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、多様化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、国及び政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書（案）

物価高騰が続く中、公的年金の給付額については物価スライド制に基づき増額改定が行われている。しかしながら、住民税の非課税限度額は物価スライド制が導入されておらず、年金収入が僅かに増加した結果、非課税限度額を超えてしまい、これまで非課税世帯であった高齢者層が課税世帯へ移行する事態が全国で相次いでいる。

これにより、住民税の課税が発生するのみならず、介護保険料の段階が引き上がって大幅な増額（1.5 倍以上等）となったり、介護保険施設等における補足給付（食費・居住費の軽減）や高額介護サービス費の優遇措置が受けられなくなったりするなど、連動する社会保障制度上の負担が一気に跳ね上がる現象が生じている。

結果として、年金の支給額が僅かに増えたにもかかわらず、手取り額や実質的な生活費が大幅に減少するという制度の狭間による逆転現象が引き起こされており、物価高に苦しむ生活現場において極めて理不尽で過重な負担を強いる結果となっている。

年金額の改定が物価高騰への対応を目的としているにもかかわらず、税制や社会保障制度の境界線（壁）が据え置かれていることによって生じるこの問題は、制度設計上の重大な不備であり、一刻も早い是正が必要である。

よって、国及び政府においては、国民の安心と安定した生活を守るため、下記事項について早急に是正措置を講じるよう強く求める。

記

1 住民税の非課税限度額等の見直しと物価連動

年金額の物価スライド改定に合わせ、住民税の基礎控除額及び非課税限度額を柔軟に引き上げるなど、年金微増のみを理由として不利益が生じない制度構造へと是正すること。

2 介護保険料等の急激な負担増を防ぐ経過措置の早期導入

非課税世帯から課税世帯へ移行した直後の層に対し、介護保険料や介護サービス自己負担額の急増（崖）を緩和する漸減的な調整措置や経過措置を直ちに講じること。

- 3 逆転現象の解消を図るための早期の制度見直しと実行
制度見直しの検討に当たっては、先送りすることなく、次期制度改正・予算編成において迅速に対応すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書（案）

地域の中小業者は、地域経済を担い、その経営は中小業者の家族全体の労働によって支えられている。政府も中小企業憲章（2010 年 6 月 18 日）を制定し、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役と位置づけた。とりわけ家族経営は地域社会の安定をもたらすと積極的に評価しており、家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって地域社会を支えている。家族経営に従事する女性は積極的に地域活動にも参加し、コミュニティを育む地域貢献にも力を発揮している。

ところがこうした家族経営に従事する女性など家族の働き分を税法上、必要経費と認めない所得税法第 56 条は、家族経営に対する差別と偏見に基づくものであり、家族経営に従事する女性をはじめとする家族の役割を否定し、その地位を低下させている。

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従事者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めないことを規定している。白色申告の場合、事業主の所得から配偶者が年間 86 万円、家族が年間 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。また厚生労働省は「国民健康保険の傷病・出産手当は給与に対する所得保障という考え方に基づいている。自営業者の所得を正確に把握することが難しい」ことを理由に挙げて国民健康保険について傷病・出産手当を法定支給にしていない。所得税法第 56 条を廃止して家族従事者の働き分を認めれば、所得は把握できる。そもそも所得税法第 56 条の根底にある家父長制に縛られた慣習や女性の賃金は家計補助的なものだから低くても構わないという考えた方が放置され、男女格差を助長させてきた。このように自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を被っている。そのため後継者育成にも大きな妨げとなっており、ひいては人権問題とも言える。

政府は「青色申告にすれば給与を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言うが、青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める特典でいくつもの義務が課され、税務署長の裁量によって取り消されることもある。家族一人一人の働き分を認めたものとは到底言えない。白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は、必要経費として認めるべきである。

世界の主要国は、家族従事者の給料を経費とするのは当然としている。所得税法第 56 条の問題は、2009 年に開催された国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の審議で初めて取り上げられ、以降その理不尽さが明らかにされてきた。2024 年

の総括所見では、「所得税法第 56 条が農村・商工自営業の女性たちの経済的自立を妨げる差別的法規である」ことが指摘され、日本政府に対し、「家族経営企業での女性の労働を認めるよう所得税法第 56 条を改正すること」と勧告した。これは所得税法第 56 条廃止の正当性が国際社会からも認められたと言える。

よって、国及び政府においては、地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、ジェンダー平等の観点からも人権問題として差別的税制を放置せず、家族従業者の労働の社会的評価並びに働き分を正当に評価するため、所得税法第 56 条を速やかに廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

衆議院議員の比例代表の定数削減を行なわないことを求める意見書（案）

去る 2026 年 6 月 24 日、自民党と日本維新の会は衆議院の比例定数のみを 45 議席削減し、小選挙区はそのままとする衆議院議員の定数削減法案を衆議院に提出した。同法案は衆議院選挙制度に関する協議会で 1 年以内に結論が得られなければ、自動的に比例のみで 45 議席を削減する内容である。

これに対して野党が結束して対抗し、多くの国民や団体が抗議したことから、両党は第 221 回特別国会での成立を断念し、継続審議となった。

民意を正確に反映するとされる比例代表の議席のみを大幅に削減することは、多くの国民の声を切り捨てるおそれがあり、日本の民主主義を弱体化させ、独裁的な体制を招く重大な懸念がある。また、議員定数の削減は、民意の反映を妨げるだけではなく、国会の役割である行政監視機能を弱めかねない。人口減少などを口実に定数削減ありきの議論がなされているが、そもそも日本の国会議員数は諸外国と比べて少なく、人口あたりの議員定数は、経済開発協力機構（OECD）加盟国 38 カ国中では下から 3 番目の少なさである。1 位のアイスランドでは、人口 100 万人あたりの国会議員数が 176.5 人に対し、日本は僅か 5.6 人でしかない。こうした状況は、衆議院議員の定数を削減する根拠がないことを明確に示している。

選挙制度は議会制民主主義の基本問題であり、国民主権に関わる重大な問題であって、国民の声を正確に反映する民主的制度はどうあるべきかという立場から議論されなければならない。

よって、国及び政府においては、衆議院の比例代表の定数削減を行なわないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準の早期回復と米価下落阻止を求める意見書（案）

2023 年産米不足からこの 2 年、価格高騰に見舞われた。ところが 2026 年産米の収穫が始まる中、米価の低落傾向が顕著となり、米産地では深刻な不安が広がっている。

刈り入れ時期を迎えた産地では、農協が概算金（収穫期に農家に支払う金額）を示しはじめているが、軒並み 1 俵（60 キロ）2 万円以下で、昨年と比べ 1 万円前後低い水準となっている。政府が認定した平均 2 万 535 円の生産コストの指標を大幅に下回り、資材の高騰も加わって、大規模経営も含めて赤字になるとの危機感が広がっている。

直接的な原因は、米の民間在庫がかつてない規模に膨れ上がっていることにある。6 月末の適正在庫は最大 200 万トンとされるが、今年は 240 万トンを超え、米価大暴落を引き起こした 21 年産米よりさらに大きくなる見通しとされている。このまま米価が暴落すれば米農家が激減し、かえって米不足・価格高騰が常態化しかねない。

2026 年産の米価下落に歯止めをかける当面のカギは、放出した備蓄米を早急に買い戻し、過剰な在庫を減らすことである。備蓄米の買い戻しは、米の安定供給、食料の安全保障からも緊急課題である。政府はミニマムアクセス米を当然のように備蓄米として使用することを公言しているが、政府自身が適正水準とする約 100 万トンを下回り、世界的に頻発する自然災害の下、不作、災害などの緊急事態に対応できない量であり一刻も早く回復すべきである。

こうした状況の中、政府は 2026 年産米の価格下落を避けるために、生産者に主食用米の新規需要米等への転換を押しつけていたが、令和 8 年 9 月 1 日に食料安全保障の観点から 2025 年に放出した備蓄米について、21 万トンの買い戻しを実施することを表明した。農林水産省は今回の買い戻しとは別に、2026 年産米について買い入れの入札を実施し、約 21 万トンを備蓄米として確保している。一方で現在備蓄している 2020 年産の 15 万トンは長期間が経過したため飼料向けなど非主食用として販売するとし、こうしたことを通じて備蓄量は約 60 万トンになる見通しだとしているが、政府の適正水準である 100 万トンには及ばない。

また根本的な日本の米生産を持続可能なものにする政策が打ち出されていない。市場任せの食糧法の発足以来 30 年、生産者米価は低落を続け、生産費を償えない低米価に米農家は苦しんできた。これでは大多数の営農が成り立たなくなり、大量の離農を生み出し、米の生産基盤が弱体化して、令和の米騒動の一因にもなったことを教訓にすべきである。

2026 年産米の価格が暴落することになれば、規模の大小にかかわらず、全国で離農が加速することが危惧され、生産者だけでなく国産米を手頃な価格で食べたい消費者の願いにも反する事態を生みかねない。

よって、国及び政府においては、日本の米生産を持続可能なものにするために、国が主食米の価格と需給に責任を持ち、米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価暴落を阻止するための下記の取組を早期に着手することを強く求める。

記

- 1 食料安全保障の観点から適正水準である 100 万トンの備蓄水準を早急に復元するとともに、需給環境を改善し、米価下落を阻止すること。
- 2 ミニマムアクセス米の前倒し輸入を止め、備蓄米として利用しないこと。
- 3 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障制度の整備と国の需要コントロールを有効なものにすること。
- 4 民間流通在庫が近年にない高水準となっており、集荷・流通業者への支援を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた日本の意思を示すことを求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、核兵器完全廃絶に向けた歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021 年 1 月 22 日に発効された。現在、同条約に署名・批准・参加した国は、99 カ国・地域に広がっている。

言うまでもなく、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器である。それゆえ核兵器禁止条約は、核兵器に対して国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、これに悪の烙印を押している。

また同条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。同時に条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記している。

こうしたことから同条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり切望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであり、今こそ同条約の規範力を強化し、核兵器の使用を阻止することが強く求められている。2022 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行なった。その後も繰り返し核使用の脅迫を行ないながら侵略を続けている。またパレスチナのガザ地区でジェノサイドを行なっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を選択肢と発言し、核保有国であるアメリカとイスラエルは 2026 年 2 月 28 日、イランへの先制攻撃を行なった。

これらは核兵器の使用・威嚇を禁じた同条約にも、先制攻撃を禁止し紛争の平和的解決を定める国連憲章にも明確に違反するものであり、厳しく批判されるべきもので速やかに平和的に解決されなくてはならない。

2024 年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したが、被爆者が自らの体験・証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会は讃えている。

広島・長崎の原爆被害を唯一経験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を前端的に禁止させる運動の先頭に立つべきである。

よって、国及び政府においては、速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准するとともに、まずは核兵器禁止条約第 1 回再検討会議にオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた日本の意思を示すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院において、この原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議が積み重ねられ、歴代首相がこれを堅持してきた。

核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増しているが、こうしたときだからこそ非核三原則が今後も守られ続けることが望まれる。

81年前、広島・長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持して核兵器のない世界の実現に向けた努力を積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である日本の使命である。

よって国及び政府においては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者をはじめ国民の切なる願いを受け止め、非核三原則を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。